



骨髄・末梢血幹細胞提供者(骨髄ドナー)への助成金制度



飯塚市では、骨髄または末梢血幹細胞(以下「骨髄等」という。)の提供を行った人、もしくは中止された人(自己都合による中止は除く)に対して、助成金の交付を行っています。

対象者

次のすべての要件に該当する方

- 骨髄バンクが実施する骨髄バンク事業にドナー登録を行い、骨髄等の提供を完了した方(以下「提供者」という)または提供者の自己都合以外の理由により提供が中止された方(以下「中止者」という)
- 基準日(提供者にあっては骨髄等の提供を行った日、中止者にあっては中止日をいう。以下同じ。)において、市内に住所を有すること
- 事業所等に勤務する方または自営業の方
- 骨髄等の提供に関し、他の法令等による同種同類の助成金等を受けていない方
- 暴力団関係者ではない方

助成の内容

骨髄等の提供に際して、次のいずれかに該当する通院または入院、および面談に必要な日数

- 健康診断のための通院
- 自己血貯血のための通院
- 骨髄等の採取のための入院
- その他、骨髄バンクまたは医療機関が必要と認める通院、入院及び面談

事業所等が定める休日、ドナー休暇制度を利用して取得した休暇の日は助成の対象とはなりません。※骨髄等の提供により生じた健康被害のための通院、入院もしくは面談は除きます。

助成額：1日あたり2万円(上限10日間、20万円)

提出書類(郵送可)

基準日から **1年以内**に、下記提出書類を健幸保健課に提出してください。

- 骨髄等移植ドナー助成金交付申請書兼請求書
- 骨髄バンクが発行した骨髄等の提供に係る面談、通院または入院を行ったことを証する書類
- 骨髄等ドナーに係る有給休暇等取得証明書
- 暴力団該当調査・照会を行うことに対する同意書
- 助成金の振込先が確認できる書類

【申請方法】

申請書類等は市ホームページに記載しているほか、健幸保健課(穂波支所)でも配布しています。



市ホームページはこちらからご確認ください→

【お問い合わせ・申請先】

飯塚市役所 福祉部 健幸保健課 健康づくり係
飯塚市忠隈 523 番地

TEL 0948-96-8613

FAX 0948-25-8994



※健幸保健課は穂波支所にありますのでご注意ください。